

オンライン結合による提供の制限の適用を除外する事項（条例9条第2項第3号）

システムの名称	提供する個人情報の区分	提供先	オンライン結合により提供する理由又は必要性
公益認定等総合情報システム（PICTIS）	取消を受けた公益法人の役員等のうち、欠格事由に該当する者の氏名及び生年月日	国(内閣府) 都道府県	<p>公益法人の認定審査事務において、役員等の欠格要件の審査を迅速かつ適切に進めるには、全国で一元的なオンラインの利用が不可欠である。</p> <p>提供先は国等に限定されており、パスワードの設定など適切な保護措置が講じられている。</p>